# セーリング競技 帆走指示書



#### 1 適用規則

- 1.1 2013-2016 セーリング競技規則(以下「規則」という。)に定義された規則を適用する。 ただし、これらの規則等のうち、本帆走指示書によって変更されたものを除く。
- 1.2 規則 P1 の「セール番号」を「県番号」に置き換え適用する。
- 1.3 国体ウインドサーフィン級について、付則 B を適用する。ただし、規則 B5、B7およびB8 は、 適用しない。
- 1.4 参加資格に係る違反およびドーピング防止規則に対する違反の得点等の取り扱いについては、 第68回国民体育大会実施要項総則6(3)「国民体育大会における違反に対する処分に関する規 程」による。

#### 2 広 告

本大会は、公益財団法人日本体育協会の「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(平成22年12月16日制定)に基づき、日本セーリング連盟の承認を得て一切の広告を制限する。

#### 3 競技者への通告

競技者への通告は、本部棟Aの前に設置された公式掲示板に掲示する。

#### 4 帆走指示書の変更

- 4.1 帆走指示書(以下、「指示」という)の変更は、それが発効する当日の当該クラスの予告信号予定時刻の60分前までに掲示する。
- 4.2 レース海面の変更は、当該レースの「D旗」掲揚までに掲示する。
- 4.3 レース日程の変更は、それが発効する前日の 19時 までに掲示する。

#### 5 陸上で発する信号

- 5.1 陸上で発する信号は、本部棟Aにある信号柱に掲揚する。
- 5.2 音響1声とともに掲揚される「D旗」は、「予告信号は、D旗掲揚後 40分以降 に発する。艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない。」ことを意味する。
  - 「D旗」が「クラス旗」の上に掲揚された場合、そのクラスのみに適用する。
  - この指示は、9月28日(土)10時30分以降に適用される。
- 5.3 指示 6.1 に示された個別のレースに対して、「AP旗」は、掲揚しない。予告信号予定時刻の40分前 までに「D旗」が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間の定めなく延期されている。
- 5.4 「Y旗」が陸上で掲揚された場合、水上にいる間は常に規則 40 を適用する。 この項は、第4章 前文を変更している。

### 6 レース日程

6.1 レースの日程は、以下のとおりとする。

月日	予告信号 予定時刻	A海面		予告信号 予定時刻	B海面	
	11:55	成年女子セーリングスピリッツ級	トライアルレース	12:05	成年男子国体ウインドサーフィン級	トライアルレース
	12:00	少年女子セーリングスピリッツ級	トライアルレース	12:10	成年女子国体ウインドサーフィン級	トライアルレース
9月28日						
(土)	12:55	成年男子470級	トライアルレース	13:05	少年男子シーホッパー級スモールリグ	トライアルレース
	13:00	少年男子セーリングスピリッツ級	トライアルレース	13:10	成年女子シーホッパー級スモールリグ	トライアルレース
	13:05	成年男子国体シングルハンダー級	トライアルレース	13:15	少年女子シーホッパー級スモールリグ	トライアルレース
	9:25 9:30	成年男子470級 少年男子セーリングスピリッツ級	第1レース	9:35 9:40	成年男子国体ウインドサーフィン級成年女子国体ウインドサーフィン級	第 1 レース 第 1 レース
	9:35	成年男子国体シングルハンダー級	第1レース	9.40	成年女丁国体リインドリーノイン版	毎Ⅰレー∧
	9.55		377 IV /	10:20	少年男子シーホッパー級スモールリグ	第1レース
	引続き	成年男子470級	第 2 レース	引続き	少年男子シーホッパー級スモールリグ	第2レース
	5 分後	少年男子セーリングスピリッツ級	第 2 レース			
9月29日	5 分後	成年男子国体シングルハンダー級	第 2 レース			
(目)	12:55	成年女子セーリングスピリッツ級	第1レース	13:05	成年男子国体ウインドサーフィン級	第 2 レース
	13:00	少年女子セーリングスピリッツ級	第 1 レース	13:10	成年女子国体ウインドサーフィン級	第 2 レース
					AF L. 7 v. de . 2 VII ar . 2 U.W.	late .
				13:50	成年女子シーホッパー級スモールリグ	第1レース
	 引続き	成年女子セーリングスピリッツ級	第2レース	13:55 引続き	少年女子シーホッパー級スモールリグ 成年女子シーホッパー級スモールリグ	第1レース
	51税さ 5 分後	少年女子セーリングスピリッツ級	第2Vース	5分後		第2Vース
	9:25	成年女子セーリングスピリッツ級	第3レース	9:35	成年男子国体ウインドサーフィン級	第3レース
	9:30	少年女子セーリングスピリッツ級	第3~~	9:40	成年女子国体ウインドサーフィン級	第3レース
	0.00		)(4 G . ).	0.10		), o . , .
				10:20	成年女子シーホッパー級スモールリグ	第3レース
				10:25	少年女子シーホッパー級スモールリグ	第3レース
	引続き	成年女子セーリングスピリッツ級	第 4 レース	引続き	成年女子シーホッパー級スモールリグ	第4レース
9月30日	5 分後	少年女子セーリングスピリッツ級	第4レース	5 分後	少年女子シーホッパー級スモールリグ	第4レース
(月)	12:55	成年男子470級	第3レース	13:05	成年男子国体ウインドサーフィン級	第4レース
	13:00 13:05	少年男子セーリングスピリッツ級 成年男子国体シングルハンダー級	第3レース	13:10	成年女子国体ウインドサーフィン級	第 4 レース
	13.00		% 3 v ∧	13:50	少年男子シーホッパー級スモールリグ	第3レース
	引続き	成年男子470級	第4レース	引続き	少年男子シーホッパー級スモールリグ	第4Vース
	5 分後	少年男子セーリングスピリッツ級	第4レース	31/1/20		) V
	5 分後	成年男子国体シングルハンダー級	第 4 レース			
	9:25	成年男子470級	第 5 レース	9:35	成年男子国体ウインドサーフィン級	第 5 レース
	9:30	少年男子セーリングスピリッツ級	第 5 レース	9:40	成年女子国体ウインドサーフィン級	第 5 レース
	9:35	成年男子国体シングルハンダー級	第 5 レース			
	<b>=1.71</b>	D.C. III at a second	tata -	10:20	少年男子シーホッパー級スモールリグ	第5レース
10 0 1 0	引続き	成年男子470級	第6レース	引続き	少年男子シーホッパー級スモールリグ	第6レース
10月1日	5 分後	少年男子セーリングスピリッツ級	第6レース			
(火)	5 分後 12:55	成年男子国体シングルハンダー級成年女子セーリングスピリッツ級	第6Vース	13:05	成年男子国体ウインドサーフィン級	第6レース
	13:00		第5レース	13:05	成年女子国体ウインドサーフィン級	第6レース
	10.00		NIO N	10.10		N10 N
				13:50	成年女子シーホッパー級スモールリグ	第5レース
				13:55	少年女子シーホッパー級スモールリグ	第5Vース
10月2日	9:25	成年女子セーリングスピリッツ級	第61/-7	9:35	成年女子シーホッパー級スモールリグ	第6レース
(水)	9:30	少年女子セーリングスピリッツ級	第6 レース	9:40	少年女子シーホッパー級スモールリグ	第6レース

- 6.2 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、 予告信号を発する 最低 5分以前 に 音響1声 とともに「オレンジ色のスタート・ライン旗」を 掲揚する。
- 6.3 10月2日 (水) には、11時 より後に予告信号を発しない。

#### 7 クラス旗

クラス旗は、以下のとおりとする。

種 別	種 目	記章	旗色
	470級	国際470級	白色
成年男子	国体シングルハンダー級	国体シングルハンダー級	白色
	国体ウインドサーフィン級	国体ウインドサーフィン級	白色
	セーリングスピリッツ級	セーリングスピリッツ級	ピンク色
成年女子	シーホッパー級スモールリグ	シーホッパー級スモールリグ	ピンク色
	国体ウインドサーフィン級	国体ウインドサーフィン級	ピンク色
少年男子	セーリングスピリッツ級	セーリングスピリッツ級	白色
グキカ丁	シーホッパー級スモールリグ	シーホッパー級スモールリグ	白色
少年女子	セーリングスピリッツ級	セーリングスピリッツ級	緑色
少平女丁	シーホッパー級スモールリグ	シーホッパー級スモールリグ	緑色

### 8 レース海面

- 8.1 東京都江東区若洲沖の「添付資料1」に示す海面に A、B 2レース海面 を設定する。
- 8.2 「添付資料1」どおりのレース海面にならなくても艇からの救済要求の根拠とはならない。この項は、規則 62.1(a) を変更している。

#### 9 コース

- 9.1 「添付資料2」の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 9.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に「艇の帆走すべきコース」および「最初のレグのおおよそのコンパス方位」を掲示する。
- 9.3 「艇の帆走すべきコース」は、次のとおりとする。
  - 「1」が掲示されたとき  $\frac{1-2}{2}$  「2」が掲示されたとき  $\frac{1-2}{2}$
  - 「3」が掲示されたとき <u>コース 3</u> 「4」が掲示されたとき <u>コース 4</u>

#### 10 マーク

10.1 マーク1、2、3および4は、次のとおりとする。

		ΑÌ	毎面		B海面			
	外装色	形状	表示	帯	外装色	形状	表示	帯
マーク1	淡緑色	円錐形	黒色で1	-	青色	円錐形	黒色で1	-
マーク2	淡緑色	円錐形	黒色で2	-	青色	円錐形	黒色で2	-
マーク3	淡緑色	円錐形	黒色で3	-	青色	円錐形	黒色で3	_
マーク4	淡緑色	円錐形	黒色で4	黒色1本	青色	円錐形	黒色で4	黒色1本

- 10.2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端となるレース委員会の信号艇とポートの端にあるレース委員会艇とする。
- 10.3 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインの両端にあるレース委員会艇とする。
- 10.4 指示 14 に従いコースの次のレグの変更により新しいマークを用いる場合には、
  - A海面では、白色で「C」と表示された赤色の「円錐形のブイ」
  - B海面では、黒色で「C」と表示された黄色の「円錐形のブイ」を使用する。

#### 11 障害物の区域

「添付資料1」B海面に示す位置に設置されている「標識杭」が障害物として指定される。

#### 12 スタート

- 12.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールまたはマストの間とする。
- 12.2 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・ラインから概ね 50m以内 の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。
- 12.3 スタート信号後 4分 より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」 と記録される。この項は、規則 A4 を変更している。
- 12.4 「U旗」が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の 1分間 に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。

艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしで失格とされる。ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には、失格とはされない。この項は、規則 26 を変更している。なお、この指示が適用される場合には、規則 29.1 は適用されない。

12.5 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも「第1代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会の信号艇以外の当該レース委員会艇がおこなう「第1代表旗」の掲揚・降下については、規則 レース信号「予告信号は、降下の1分後 に発する」の意味を持たないものとし、また音響の有無も無視されるものとする。この項は、規則 レース信号 および 29.2 を変更している。

#### 13 規則 30.3適用に伴う掲示

規則 30.3 の「セール番号」を「県番号」に置き換える。

#### 14 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

#### 15 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールまたはマストの間とする。

#### 16 タイム・リミット

規則 30.3 に違反しないでスタートした先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後 15分以内 にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった」と記録される。この項は、規則 35、A4 および A5 を変更している。

#### 17 スタート後の短縮または中止

17.1 レース委員会は、規則 32 に基づく理由によるコースの短縮またはレースの中止のほか、スタート後 概ね 30分以内 に先頭艇が最初のマークに到達しそうにない場合および最初のマークまでに競技の公平性に影響を及ぼすと考えられる大幅な風向・風速の変化が発生した場合、レースを中止することができる。

またスタート後 概ね 60分以内 にレースが終了しそうもない場合、レース委員会はコースを短縮またはレースを中止することができる。この項は、規則 32.1 を変更している。

- 17.2 指示 17.1 の時間どおりにならなくても艇からの救済要求の根拠とはならない。この項は、 規則 62.1(a) を変更している。
- 17.3 スタート信号後にレースを中止する場合、艇に速やかに知らせるため、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも「N旗」「H旗の上にN旗」あるいは「A旗の上にN旗」を掲揚することがある。ただし、レース委員会の信号艇以外の当該レース委員会艇がおこなう「N旗」の掲揚・降下について規則 レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味は持たないものとし、また音響の有無も無視されるものとする。この項は、規則 レース信号 および 32.1 を変更している。

#### 18 抗議と救済要求

- 18.1 抗議および救済または審問再開の要求は、「プロテスト委員会事務局」で入手できる用紙に記入の上、適切な締切時間内に「プロテスト委員会事務局」に提出しなければならない。
- 18.2 抗議締切時刻は掲示する。その日の当該クラスの抗議締切時刻はその日の最終レースに最終 艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という 信号を発した後のどちらか遅い方から 70分 とする。

ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。

- 18.3 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。競技者への審問の時刻、場所、当事者および証人として指名された競技者への通告は、抗議締切時刻後30分以内に掲示する。
- 18.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 61.1(b) に基づき伝えるために掲示する。
- 18.5 指示 1.2 に基づき規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、掲示される。
- 18.6 実施要項 4(13)~(18)、10(5)、指示 2、5.2、12.2、20、22.1、24、25 の違反は、艇による 抗議の根拠とはならない。この項は、規則 60.1(a) を変更している。これらの違反に対するペ ナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 18.7 審問再開は、判決を通告された日の翌日の 9時 までの間に限り求めることができる。ただし、10月2日(水)に行われたレースについては判決を通告されてから 15分以内 とする。この項は、規則 66 を変更している。
- 18.8 10月2日 (水) のプロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 15分以内 に提出されなければならない。この項は、規則 62.2 を変更している。
- 18.9 日本セーリング連盟規定 4.3 に基づき、プロテスト委員会の判決をもって最終とする。

#### 19 得 点

19.1 本大会は各クラスとも6レースが予定され、それぞれ1レースの完了をもって成立する。

- 19.2 艇の得点は、完了したレースが4レース以下の場合、全レースの合計得点とし、5レース以上完了した場合、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
- 19.3 指示 20 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し確定順位+3点の得点を与える。ただし、その艇は「フィニッシュしなかった艇」より悪い得点が与えられることはない。この項は、規則 63.1、A4 および A5 を変更している。なお、引き続きのレースが行われた場合には、指示 20.3 の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 20.4 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。
- 19.4 参加艇数とは、実施要項 6(4)に示す艇数とする。なお、第68回国民体育大会実施要項総則 6(3)「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」により、違反艇は参加艇数から除外する。
- 19.5 掲示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する場合、 艇は「レース委員会事務局」に用意されている「得点照会要請書」に所定の事項を記入し訂正を 要請しなければならない。
- 19.6 各種目とも、上記得点方法に従い順位を決定し、下記の種目別の競技得点を与える。

#### 470級、セーリングスピリッツ級

順位	競技得点	順位	競技得点	順位	競技得点	順位	競技得点
1位	24点	2位	21点	3位	18点	4位	15点
5位	12点	6位	9点	7位	6点	8位	3点

国体シングルハンダー級、国体ウインドサーフィン級、シーホッパー級スモールリグ

順位	競技得点	順位	競技得点	順位	競技得点	順位	競技得点
1位	8点	2位	7点	3位	6点	4位	5点
5位	4点	6位	3点	7位	2点	8位	1点

- 19.7 総合成績決定方法は、下記のとおりとする。
  - (a) 大会に参加した都道府県に参加得点10点を与える。
  - (b) 男女総合成績(天皇杯得点)および女子総合得点(皇后杯得点)は、指示 19.6 の種目別の競技得点と参加得点(10点)を合計し、その合計得点が多い都道府県を上位とし第1位から第8位を決定する。

ただし、同点の場合は順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

19.8 参加資格違反およびドーピング規則違反が確定した艇は、その種目の順位を取り消し、成績は 抹消され違反艇より下位の艇の種目順位を繰り上げる。

また参加艇数からも削除され、各レースの艇の順位および得点も変更する。

#### 20 申 告

- 20.1 出艇および帰着申告は、署名方式で行う。署名用紙は「レース申告受付所」に用意される。
- 20.2 署名は艇の艇長が行わなければならないが、レース委員会が正当と認めた場合、その代理人でもよい。
- 20.3 出艇しようとする艇の艇長は、その日の 8時30分 から当該クラスの「D旗」掲揚 10分後 までに署名用紙に署名をしなければならない。

引き続きレースが予定されている場合、上記受付時間内に引き続き予定されているレースの分

も合わせ申告しなければならない。出艇申告をした艇で、当日の出艇を取り消す艇の艇長は、上 記時間内に「レース申告受付所」で出艇申告の取り消しをしなければならない。

- 20.4 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに署名用紙に署名しなければならない。署名用紙は当該種目のレース終了後(引き続きのレースが行われた場合、そのレース終了後)70分間 用意する。ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。
- 20.5 レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合、指示 20.3 に従い再度出艇申告を行なわなければならない。
- 20.6 リタイアしようとする艇、および引き続き行われるレースに出走しない艇は、リタイアの意志 を近くのレース委員会艇に伝え、速やかにレース海面を離れなければならない。該当艇の艇長は、 帰着後直ちに指示 20.4 の帰着申告を行った上、「リタイア報告書」を「レース申告受付所」に 提出しなければならない。

#### 2 1 安全規定

- 21.1 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対しリタイアの勧告および強制救助を行うことができる。この項は、艇による救済要求の根拠にはならない。この項は、規則 62.1(a) を変更している。
- 21.2 成年男子470級を除き、艇は自らの安全のためにマスト・トップに浮力体を取り付ける事ができる。

#### 22 装備の交換と計測のチェック

- 22.1 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。 装備の交換 要請は、最初の妥当な機会に、「計測・競艇部」で入手できる用紙に記入の上、「計測・競艇部」 に提出しなければならない。
- 22.2 艇、ボードまたは装備は、クラス規則と実施要項ならびに帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

水上で艇またはボードは、計測艇より検査のために直ちに指定したエリアに向かうことを指示 されることがある。

#### 23 運営艇

運営艇の識別旗は、下記とおりとする。

運営艇名	表示	旗色
レース委員長艇	PRO (黒色)	白色
A海面 レース委員会艇	RC (緑色)	白色
B海面 レース委員会艇	RC (青色)	白色
プロテスト委員長艇	JC (白色)	赤色
プロテスト委員会艇	JURY (白色)	赤色
計測艇	MEASURER (黒色)	黄色
救助艇	RESCUE (赤色)	白色
警戒艇	MARSHALL (赤色)	白色
報道艇	MEDIA(白色)	緑色
連絡艇	TRANSPORTER (赤色)	緑色
VIP艇	VIP (白色)	紫色
観覧艇	数字 (黒色)	ピンク色

#### 24 ごみの処分

ごみは、運営艇に渡してもよい。

#### 25 無線通信

緊急の場合を除き、艇は無線送信も、全ての艇が利用出来ない無線通信の受信もしてはならない。 この制限は携帯電話およびGPSにも適用する。

#### 26 賞

- 26.1 男女総合成績および女子総合成績の 第1位 から 第8位 までの都道府県に賞状を授与する。
- 26.2 男女総合成績 第1位 の都道府県に大会会長トロフィーを授与する。
- 26.3 各種目の 第1位 から 第8位 までに賞状を授与する。

#### 27 責任の否認

本大会は、競技者が自分自身の責任(規則 4「レースをすることの決定」参照)において参加することが条件であることから、主催団体は大会前、大会期間中、大会後に生じた物的損傷または身体障害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

#### 28 規則違反によって生じた損害の補償

主催団体は、規則等に違反した艇の乗員に対して、その規則違反によって生じた全ての損害の補償を命じることができる。その損害の補償に関しては、競技委員会の査定に従うものとする。

#### 29 帆走指示書に関する質問

- 29.1 帆走指示書に関する質問は、8月31日(土)までに文書で受け付ける。
- 29.2 質問の送り先は、次のとおりとし、質問についての回答は大会会場の公式掲示板に掲示する。

#### 〈 送付先 〉

公益財団法人日本セーリング連盟

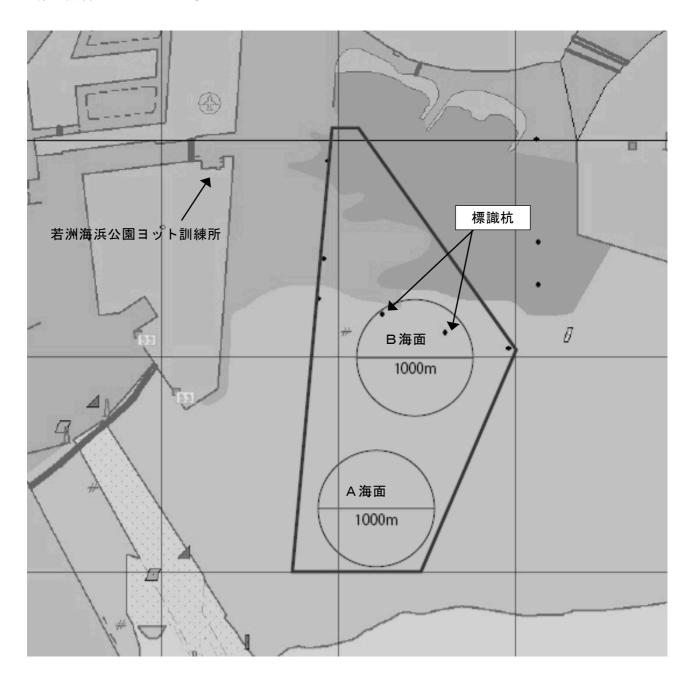
〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館内

TEL (03) 3481-2357 FAX (03) 3481-0414

E-mail: jimukyoku@jsaf.or.jp

29.3 指示 29.2 以外での帆走指示書への質問は受付しない。

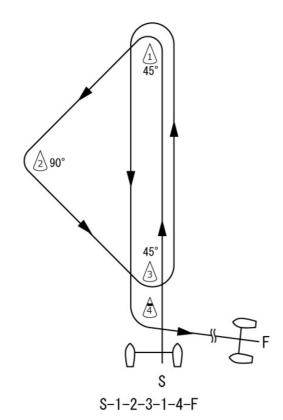
### 添付資料 1 - レース海面



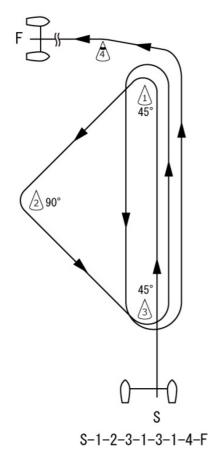
潮位表 (参考)

	潮	干潮	満潮	干潮	日
月 日(曜日)		時刻(潮位)	時刻(潮位)	時刻(潮位)	日出 日没
09月28日(土)	小潮	04:52 (85cm)	13:40 (150cm)	18:17 (143cm)	05:32 17:29
09月29日(日)	長潮	06:51 (88cm)	14:47 (161cm)	20:42 (128cm)	05:33 17:27
09月30日(月)	若潮	08:14 (82cm)	15:17 (172cm)	21:17 (111cm)	05:33 17:26
10月01日(火)	中潮	09:05 (73cm)	15:42 (183cm)	21:45 ( 93cm)	05:35 17:25
10月02日(水)	中潮	09:44 (65cm)	16:06 (193cm)	22:12 ( 75cm)	05:35 17:23

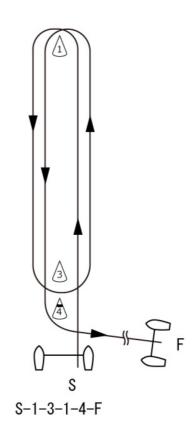
# <u>コース 1</u>



# コース 3



## コース 2



# コース 4

